

企業年金のガバナンスと受託者責任

- 事業主と年金受託者の「二つの帽子」と利益相反 -

保険研究部門 土浪 修
tonami@nli-research.co.jp

1. はじめに

(1) 年金ガバナンスの強化

ここ1年、わが国を代表するグローバル企業が、取締役等をメンバーとする年金委員会を設置するなどして、企業年金に対する監督や指図を強める動きが報じられている。当初は年金基金の資産運用に対する指図や運用方針策定への関与が強調されていたが、最近ではグループ経営の観点から傘下企業の年金運営を監督する様子が紹介されている。このような動きは「年金ガバナンス」の強化と捉えられている。

年金ガバナンス強化の背景には、退職給付会計の導入により企業年金の資産・負債の管理が企業経営上の重要な課題となったことや、企業年金2法の制定により厚生年金の代行返上、確定拠出年金やキャッシュバランス制度の導入が可能となるなど、企業の実行力が広がったという事情がある。また、従来、厚生年金基金や母体企業の人事・財務部門を横断した、企業年金の全社的な管理が十分でなかったことへの反省もうかがえる。

(2) 取締役等による監督・指図の問題点

企業年金は企業（以下、事業主と同義で使う）

が優秀な従業員の獲得・保持等を目的として自発的に設立するものであり、事業主がその効率的な運営を図ることは当然である。

ただし、取締役等による企業年金に対する監督・指図には二つの問題がある。第一に、事業主とは別法人である厚生年金基金等が設立されている場合には、事業主の取締役等による監督・指図は越権行為となったり、「基金の形骸化」を招く恐れがある。第二は、事業主の利益を最大化すべき取締役等による監督・指図は企業年金の加入者の利益に反する場合があるという「利益相反」問題である。

企業年金の管理・運用に携わる者には、「受託者責任（fiduciary duty、信託義務）」、すなわち、もっぱら加入者（以下、原則として受給者を含む）の利益を図るために、合理的な注意を払って業務を遂行すべき法的義務が課せられている。取締役等による監督・指図は企業年金の受託者責任との緊張関係をもたらす。

次節では、わが国の企業年金法制や制度類型を踏まえて、両者の関係をより詳細に検討する。なお、本稿では、事業主が将来の給付を約束する確定給付型の企業年金を対象とし、年金基金については単一企業が設立する単独型を念頭に置く。

2. 企業年金法制と取締役等の監督・指図

(1) 企業年金制度の類型と概要

わが国の確定給付型の企業年金は、公的年金を代行するか否か、および、事業主が自ら実施するか別法人を設立するかという二つの観点から、図表 - 1 のように分類できる。

図表 - 1 企業年金制度の類型

制度	代行有り = 厚生年金基金制度	代行無し = 確定給付企業年金制度
根拠法	厚生年金保険法	確定給付企業年金法
事業主が実施		規約型企業年金
別法人を設立 (法人名)	厚生年金基金 (厚生年金基金)	基金型企業年金 (企業年金基金)

確定給付企業年金制度は2002年に創設されたもので、代行部分を国に返上した厚生年金基金の移行先を準備するとともに、適格年金の加入者保護を厚生年金基金に準じて強化したものである。適格年金は2011年度末に廃止される。

これらの企業年金の概要を図表 - 2 に示す。

図表 - 2 企業年金制度の概要

	厚生年金基金 基金型企業年金	規約型企業年金
給付条件	基金が代議員会の議決を経て規約に規定	労使合意を経て、事業主が規約に規定
掛金拠出	事業主	事業主
積立	基金	事業主
積立金の運用	基金が運用機関に委託。一定の自家運用も可能	事業主が運用機関に委託
給付	基金	事業主
忠実義務	理事 基金 運用機関 基金	事業主 加入者 運用機関 加入者

(2) 厚生年金基金・基金型企業年金

運営機構と受託者責任の概要

厚生年金基金および企業年金基金（以下、あわせて基金という）は事業主から独立した法人であり、意思決定や業務執行等を担う機関として代議員会および役員（理事・理事長・運用執行理事、監事）が法定されている。

理事は、民法の類推適用により基金に対して善管注意義務を負うとともに、基金に対する忠実義務が法定されている。また、理事が自己または基金以外の第三者の利益を図る目的で一定の行為を行うことが禁止されている。

厚生年金保険法および確定給付企業年金法（以下、厚年法、DB法という）に基づく厚生労働省の受託者責任ガイドラインは、上記の忠実義務について、「理事は、その職務の遂行に当たり、もっぱら加入者の利益を考慮すべきであり、これを犠牲にして自己又は加入者以外の者の利益を図ってはならない」と解説している。また、「理事は、...事業主の利益に配慮することが加入者の利益を犠牲にするような場合には、基金に対する忠実義務に違反することについて、事業主の理解が得られるよう努めなければならない」とも述べている。いずれも、加入者と事業主等との利益相反を念頭に置いたものである。

取締役等による監督・指図の問題点

(ア) 基金の形骸化

基金は事業主とは別の法人であり、その機関を通じて意思決定を行い、業務を執行すべきものである。取締役等による基金の監督・指図は、その内容や程度によっては、基金に対する越権行為となり、基金の形骸化を招く。基金を設立したのは事業主であり、基金の自主性を尊重することが求められよう。

なお、基金は企業年金を実施するために事業

主が設立した「ハコ」であり、金融子会社のような存在とも見られる。しかし、基金は事業主と加入者（受給者を除く）から構成される社団法人であり、代議員・理事とも両者が半数ずつ選出する点で、母体企業の完全子会社とは同一視できない。

また、(ウ)とも関連するが、親子会社間においても、子会社取締役が親会社取締役の子会社利益に反する指図に従った場合には、子会社の少数株主や債権者から義務違反の責任を問われる可能性がある。不当な指図を行った親会社取締役や親会社が「事実上の取締役」「法人格否認」等の理論により責任を問われる可能性も否定できない。母体企業の実務等による基金の監督・指図には、これらと同様の法的リスクを伴うのではなかろうか。

(イ) 基金の体制整備と事業主の役割

基金の効率的運営に母体企業が果たす役割は大きい。基金関係者は、以前から、「一般的に理事に求められる知識、能力、資質とはどういうもので、どの程度のものか。常務理事...にはどのような人材がふさわしく、その処遇はどうあるべきか...。...基金の体制はどうあるべきか」について「真剣に検討し、対応を考える時期に来ている」と指摘していた^(注1)。また、5・3・3・2運用規制の撤廃のための条件整備とも位置づけられる、厚年法に基づく受託者責任ガイドライン（1997年）は、「運用管理体制の向上を図ることが急務」と警鐘を鳴らしていた。

基金の理事や事務局に適切な人材を配置することは母体企業の役割である。

(ウ) 加入者との利益相反

基金の業務執行は、基金に善管注意義務や忠実義務を負う理事によってなされるべきものである。事業主の実務等は事業主に善管注意義務や忠実義務を負い、事業主の利益を最大化す

べき立場にあるため、事業主と加入者の利益が相反する場合には、取締役等の監督・指図は基金や加入者の利益に反するものとなる恐れが大きい。理事が、加入者の利益に反する取締役等の指図に従って業務を執行した場合には、基金に対する義務違反となる。

なお、事業主の実務等が基金の理事や資産運用委員会（理事長の諮問機関）の委員を兼ねることは可能である。ただし、理事や委員として行動する際には、加入者の利益を犠牲にして事業主の利益を図ることは許されない。

(3) 規約型企業年金

運営機構と受託者責任の概要

規約型企業年金は事業主が自ら実施する。そのための組織や役職の設置等は特段法定されていない。

事業主は加入者に対して善管注意義務を負うとされ^(注2)、加入者に対する忠実義務が法定されている。また、一定の利益相反行為に加えて、積立金の運用に関して特定の方法を指図すること（自家運用等）も禁止されている。

事業主、特に法人事業主の忠実義務は、理事のそれと比較すると、誰が何をなすべきかという点で明確さに欠ける。事業主には、その企業年金の規模等を踏まえて、忠実義務が遵守されるような体制や手続の整備と実行が求められ、取締役等がその実施に当たることになる。受託者責任ガイドラインは「適当と認められる意思決定手続」を推奨しているが、具体的な行為規範としては曖昧さを否定できない。

規約型企業年金においては、自家運用が認められず、運用機関は契約相手たる事業主ではなく加入者に対する忠実義務を法定されている（運用機関に事業主の監視を期待しているのだから）点は、事業主の忠実義務の不明確さ

を反映したものと思われる。

取締役等による監督・指図の問題点

規約型企業年金は、事業主が事業上の意思決定や執行の一環として、企業年金に関する意思決定や執行を行う。基金のような別法人や理事が存在しないため「基金の形骸化」問題は生じないが、「加入者との利益相反」問題は、より先鋭化する。

上述の事業主の忠実義務の不明確さを踏まえれば、事業主と加入者の利益が相反する場合において、加入者の利益が図られる仕組が十分に整っているとは言い難い。

3. 米国の企業年金における利益相反事例

企業年金における事業主と加入者の利益相反を指摘したが、どのような状況があるのか。参考として米国の現状を概観する。

(1) 米国の企業年金法制と事業主

エリサ法の受託者責任規定の概要

米国の企業年金法であるエリサ法の受託者責任に関する規定の概要は次の通りである。

- ・年金制度は、管理権限を有する「指名受託者(named fiduciary)」を規定しなければならず、年金資産は生保契約を除いて「受託者(trustee)」に信託しなければならない
- ・これらの者に加えて、制度の管理や投資に関する裁量的権限を実際に有しまたは行使する者は「受託者(fiduciary)」とされる
- ・受託者は、もっぱら加入者の利益を図るべき忠実義務、合理的注意を払うべき注意義務、投資を分散する義務、および、制度の規定を遵守する義務を負う
- ・受託者が信託義務に違反した場合には、他の受託者、加入者および労働長官が、年金制度に対する損害賠償や受託者の地位の解任等を

求めて、受託者を訴えることができる

年金委員会と取締役会

米国では財務・人事担当役員等からなる年金(管理、投資)委員会が設置され、指名受託者と規定される場合が多い。年金委員会の委員は受託者であるが、その任命も裁量的権限の行使であり、取締役会が委員を任命する場合には、取締役会の構成員は委員の任命や継続的監視についてエリサ法上の信託義務を負う。

「二つの帽子」と「セトラ機能」

エリサ法は事業主の役員や従業員が年金制度の受託者を兼ねることを認めており、事業主と年金制度受託者の「二つの帽子(two hats)」と称される。これは、エリサ法の信託義務の基礎にある信託法が利益相反に対して厳格な態度で臨むことに対する例外とされる。もちろん、事業主が年金制度の受託者として行動する際には、エリサ法の信託義務に従う。

エリサ法の信託義務の対象となる行為は、制度の管理、投資、運営に係る行為であり、制度の設立、変更、終了は信託義務の対象外とされる。後者は、信託の設定者(settlor、委託者)と受託者(trustee)の役割分担に準じて、「セトラ機能」と呼ばれる。例えば、事業主が積立余剰を獲得するために年金制度を終了することも、信託義務違反ではない。

(2) 投資に関する利益相反事例

米国では年金制度の投資には特段の制限がなく、株式の自家運用も可能である(自社株への投資は総資産の10%以下に限る)

以下、投資に関して利益相反が問題となった事例を紹介する。経営者の個人的利益(地位等)との関連を否定できない事例も含まれる。

年金資金の企業支配権争いへの流用

(ア) 敵対的買収の際の自社株の防戦買い^(注3)

敵対的買収の標的となった企業の経営者が、買収を拒否する取締役会決議を行った後に、年金制度の受託者として、値上りした自社株を法定上限の10%まで買増したところ、労働長官が受託者を信託義務違反で訴えた。

判決は、(利益相反状況にあった)受託者は独立した専門家の法的助言を求めず、買収された場合における自社の年金制度への影響等に関する詳細な調査を怠ったので、忠実義務および注意義務に違反したと判断した。また、本件状況下では受託者は辞任することが唯一の正しい対応であったとも述べた。

(1) 事業主の企業買収の支援^(注4)

企業グループが株式買集めによる企業買収を進めた際に、グループ企業の年金の管理者が資産の3割を買収対象の3企業に投資したところ、受給者が信託義務違反を理由に管理者等を訴えた。

判決は、当該投資は企業グループの利益を図るもので、独立した調査や投資助言の徴求を行っていないので、管理者は忠実義務に違反したと判断した。また、管理者を実質的に選任した企業グループ中核人物も受託者に該当し、管理者を監視する義務を負っていた(義務違反の有無は更に審理)と判断した。

議決権行使に対する影響力行使

(7) 運用機関の議決権行使に対する干渉

1988年の労働省のエイボン・レターは、「議決権行使は年金制度の受託者の義務に含まれる」ことを示した文書としてわが国でも紹介されているが、直接には、議決権行使に対する経営者の干渉に警告を発したものである。

複数の経営者が他社の経営者に、「貴社の企業年金に、当社の株主総会において会社提案(敵対的買収防止策)に賛成するよう働きかけてほしい」と要請していたことが表面化した中

で、エイボンの会長兼CEOが、「経営者は株主の利益を図らなければならず、議決権は企業のものだ。(年金資金の運用を委託した)運用機関が会社提案に反対する議決権行使を行う場合には、点検して可否を判断する」と語った。

労働省は同社の年金制度を調査し、その年金委員会に対して、「運用機関に投資権限を委任した場合には、他の者が議決権行使の決定を行うとエリサ法に違反する」と警告した。

(1) 自社株に係る議決権行使

本年9月に会計検査院が公表した年金制度の議決権行使に関する報告書(GAO-04-749)は、議決権行使方針や行使結果の加入者への開示の義務付けを提案した。加えて、年金制度が自社株の議決権を行使する場合には加入者の利益が十分に考慮されない恐れがあるとして、争いのある議案や企業買収に係る議決権行使に際しては、事業主から独立した受託者を選任するような法改正も提案した。

これに対して労働省は、エリサ法は企業の役員が「二つの帽子をかぶる」ことを認めつつ高度の信託義務と個人的責任で利益相反に対処しており、独立受託者の選任は費用を増加させ年金制度の設立を阻害すると反論した。

(3) わが国における発生の可能性

現在のわが国では、株式の自家運用は基金によるインデックス運用に限られ、年金制度による議決権行使は当該株式に関するものに限られる。米国の利益相反事例がわが国において発生する可能性は無いが、低いものと思われる。

ただし、今後、株式の自家運用に関する規制を緩和する際には、加入者の利益に反するような投資や議決権行使等が行われないよう、適切な利益相反防止策を講じる必要があるだろう。

また、利益相反は上記事例に限られず、例え

ば、業績不振企業があえてリスクの高い運用を行う場合や、長期運用を重視する企業年金と短期の業績変動を無視できない企業経営との調整といった問題も考えられよう。

4. 年金ガバナンスと受託者責任

(1) 加入者利益に立脚した年金ガバナンス 二つの年金ガバナンス

最近の年金ガバナンス論は、株主利益の最大化を目指すコーポレート・ガバナンスの企業年金への適用のようである。他方、加入者の立場からは、「企業年金は『加入者』の利益のために管理・運用されるべきであり（その限りで他のステークホルダーの利益も尊重される）、『加入者』の利益の観点から管理運用者をいかに監視するか」という年金ガバナンスが求められよう。

確定給付型においては事業主が運用等のリスクを負っていることが強調され、加入者は担保付の債権者に類似する。しかし、企業年金は加入から給付終了までが長期間にわたり、約束された給付の履行に不安があることは近年の給付減額や厚生年金基金の解散を見ても明らかである。支払保証制度がある米国においても、事業主が約束した給付の全額が保証されるわけではない。年金給付という長期の支払約束をどのように保護するかは、立法政策の問題である。

年金ガバナンスと受託者責任

企業年金の受託者責任は、株主利益を目指す年金ガバナンスにとっては制約要因となる場合もあるが、加入者利益を目指す年金ガバナンスにとっては、重要な一部となる。厚年法・DB法や受託者責任ガイドラインは、加入者の利益を保護する観点から理事や事業主に権限や義務を課し具体的な行為規範を示したものであ

り、加入者利益を柱に据えた年金ガバナンスの在り方の一部を示したものと言えよう。

他方、受託者責任はプロセスにより評価され、違反者には損害賠償責任が課される法的義務であり、専門家のベスト・プラクティスや倫理綱領ではないし、報酬や地位等で報われる成果の評価とも異なる。したがって、加入者の視点に立った年金ガバナンスにおいても、受託者責任は万能薬ではない^(注5)。

(2) 受託者責任の対象とすべき業務

給付削減と受託者責任

理事や事業主の忠実義務については、対象業務は特段限定されていない（厚生年金基金の理事の忠実義務の対象は積立金の管理・運用に限られるが、善管注意義務には限定がない）。

例えば、理事や事業主が給付削減や年金制度の廃止に向けて行動することは忠実義務違反であろうか。これについては、「母体企業が存続してこそ受給権を守ることができるので、給付減額等にむけて努力することにより受託者責任を果たすべき」との見解も有力である^(注6)。

現行法制下では、給付削減等は基金の代議員会決議や労使合意を要するため、原則として理事等の忠実義務違反の問題は生じないと整理できよう。また、そもそも、米国では年金制度の改廃は「セトラ機能」とされ受託者責任の対象外であるように、わが国でも、事業主固有の権限や義務は（加入者に対する）受託者責任による規制には馴染まないのではなかろうか。

企業年金の機能と受託者責任の対象

企業年金に関する主要な機能（業務）には、(a)給付条件（加入資格、給付の種類、受給要件等）の設定と実際の給付、(b)掛金の拠出と積立、(c)積立金の管理・運用、がある（制度管理や財政運営の多くは(a)(b)に含まれよう）。

(a)は、基本的には賃金や退職金と同様、労働契約上の債権債務関係である（賃金や退職金の引下げや未払いは受託者責任の問題ではなからう）。法は、労使合意を尊重しつつ、公正確保等の観点から最低限の要件を定めている。(b)の定期的な掛金拠出による事前積立は、将来の年金給付を確実にするために法が課した義務である（退職金には積立義務はない）。つまり(a)(b)は事業主固有の契約上または法定の義務であり、本来、受託者責任の問題ではない。

他方、(c)の積立金は、事業主の固有財産から分離された、加入者に対する将来の年金給付の財源である。積立金の管理・運用こそが、信託に起源を有し、他者の信託を受けて他者の利益のために一定の任務を遂行する者の義務とされる、受託者責任による規制が必要かつ適切な業務ではなからうか。

厚年法が積立金の管理・運用に限定して理事の忠実義務を規定し、厚年法およびDB法が理事の義務違反の連帯責任の対象を積立金の管理・運用に限定したことは故なきものではない。また、事業主と加入者から構成される「基金」に対する忠実義務を「もっぱら加入者の利益」を考慮すべきと解釈した受託者責任ガイドラインの対象も、積立金の管理・運用業務である。

(3) 確定給付企業年金制度の見直し

受託者責任の対象業務や義務主体の観点から、純粹の企業年金である、確定給付企業年金制度の問題点と見直しの方向を検討する。

基金型企業年金の問題点と見直しの方向

基金型の原型である厚生年金基金制度は、わが国に本格的な企業年金を普及させ、受託者責任に関しても法令・通知等の整備によりその明確化・具体化に先導的な役割を果たした。

他方、代行部分を有することから、社団法人の設立を要し代議員会の開催等の負担も大きい。また、事業主と加入者の双方から同数の代議員や理事を選出する「労使対等の民主的仕組」は、やや建前論のように感じられる。例えば、給付規定を変更する代議員会の決議は、基金外の労使合意の「再演」ではなからうか^(注7)。

上記の点を踏まえれば、給付条件の設定機能は基金外の労使合意に移管して、基金を積立金の管理・運用に特化した組織^(注8)に変更することが考えられる。代議員会が必要となる社団構成から財団構成に変更し、その理事は事業主が任命すればよい。理事の一定割合を加入者から、あるいは加入者自身が選出することも考えられよう^(注9)。

また、株式会社における委員会等設置会社のように、監督と執行を分離することも検討に値する。理事会制度を法定し、理事会は執行役を任命してその監督に専念すればよい。

規約型企業年金の問題点と見直しの方向

規約型においては企業年金を運営するための組織等の設置は求められておらず、事業主の負担は少ない。ただ前述のように、事業主の忠実義務は行為規範として明確さに欠ける。

まず、忠実義務の対象業務を積立金の管理・運用に限定することが考えられる。また、義務主体の明確化の観点からは、米国の「指名受託者」のような責任者の明示も一案であり、同時に、彼(女)を背後で操る者に対する規制も検討を要する。労働基準法の「使用者」概念も参考となる。このような条件整備がなされれば、規約型にも自家運用を認めてよい。

もっとも、規約型は事業主の「顔が見える」ような中小企業の適格年金からの移行を想定したものであり、それゆえに自家運用を認めず、運用機関の加入者に対する忠実義務により加入

者保護を補完していると考えれば、上記の措置は本末転倒かもしれない。その場合には、一定規模以上の企業年金には基金型の採用を義務付けるべきであろう。

(4) 受託者責任違反の民事責任の追及

加入者による代表訴訟の導入

わが国の企業年金法制は基本的には監督法規であり、受託者責任の違反に対しても監督官庁の処分が行われるはずである。他方、民事責任の追及方法については、基金が理事を訴える場合はともかく、必ずしも明確でない。

受託者責任の実効性を確保するためには、株式会社における代表訴訟にならって、加入者による責任追及を認めることが適当である。加入者による年金ガバナンス策の拡充であり、情報請求権も充実する必要がある。

具体的内容と留意点

具体的には、基金の理事または事業主が義務違反により年金制度（積立金）に損害を与えた場合には、加入者が損害賠償（積立金の損失の補填）を請求できる仕組みを創設することが考えられる^(注10)。同時に、株式会社の取締役等に準じて、理事の責任制限の導入も検討すべきである。今後は、理事に対する賠償責任保険の付保が必要となる。

基金型においては、基金の理事に指図した母体企業の取締役等のような、事実上の権限を行使した者に対する責任追及を可能とすることも必要である。さもないと、「母体企業の意向には逆らえない」といった状況は改善できない。

規約型においては、前述の義務主体の明確化とも関連するが、義務違反の抑止効果の観点からは、法人事業主とは別に、行為者および指図者の個人責任を追及できる仕組みが必要である。

本年5月、米国労働省は事業主等を対象とする受託者責任の啓発キャンペーンを開始し、チャオ労働長官は企業経営者の会議で、「年金制度は企業の延長ではなく、独立した主体であり、もっぱら加入者の利益のために管理しなければならない」と語った。

わが国における年金ガバナンス強化の動きは時宜を得た経営行動であるが、同時に、年金制度、とりわけ積立金の管理・運用に携わる者の受託者責任（fiduciary duty）と違反に伴う民事責任を一層明確化することが必要ではなからうか。

-
- (注1) 厚生年金基金連合会 受託者責任研究会「わが国における受託者責任の確立に向けて」(1996年)19-20頁。
- (注2) DB法に基づく受託者責任ガイドラインは事業主の善管注意義務を民法の類推適用としているが、かつての証券投資信託法の解釈にならって（鴻常夫編『商事信託法制』（有斐閣、1998年）169頁）、法定の忠実義務から善管注意義務を導くことも考えられよう。
- (注3) Donovan v. Bierwirth, 680 F.2d 263(2d Cir. 1982).
- (注4) Leigh v. Engle, 727 F.2d 113(7th Cir. 1984).
- (注5) ちなみに、カナダの公的年金の運用機関に関する法制は、受託者責任のほか、政府からの一定の独立性、加入者の利益のための収益率最大化を目的とする運用、財務等の専門家からなる理事会、理事会による重要事項の決定と監督（役員任命を含む。理事と役員兼任は不可）情報公開等を規定している（拙稿「カナダにおける公的年金の市場運用機関に係る法制の概要」（「公的年金の受託者責任に関する調査研究(別冊資料)」(年金総合研究センター、2004年)所収)。
- (注6) 「たん・れん」(企業年金連絡協議会)2004年9月、5頁。
- (注7) 受託者責任ガイドラインは、代議員は、議決に当たって「もっぱら加入者の利益を考慮し...理事が管理運用業務を適切に執行しているかどうかを確認しなければならない」と述べているが、代議員がそのような法的義務を負うものではなからう。代議員は国会議員のような存在であり、その選出（再選）を通じた規律付けによるべきであろう。
- (注8) 公的年金の積立金の運用組織として年金資金運用基金がある。
- (注9) 拙稿「企業年金法における受託者責任規制の在り方」(基礎研レポート2001年2月)参照。
- (注10) なお、厚生年金基金の理事は、国家賠償法上の公権力の行使に該当する行為については、不法行為責任を直接に追及されることはないといわれるが（日本紡績業厚生年金基金事件、大阪地裁平成10年6月17日）、積立金の管理・運用は公権力の行使には該当しないのではなからうか。